

令和 7 年第 6 回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 10 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分
- 2 場 所 菊池市中央公民館 大研修室
- 3 出席委員 1 番/東博己 2 番/山内正春 3 番/中山真由美 4 番/佐々木英樹
5 番/松岡 忠 6 番/丸山利明 7 番/吉野幸資 8 番/横田 勇
9 番/安武義徳 10 番/徳永久美 12 番/池田博之 13 番/高山悦子
14 番/木村克幸 15 番/泉田加代子 16 番/平山一浩 17 番/牛島誠治郎
18 番/永松治雄 19 番/川口五月
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 古田十咲、高野美由紀、清水登、岡島尚輝、近藤孝雄
(泗水分室) 近藤健志 (旭志支所) 小池 健
- 6 議 題 議案第 1 号 新規就農について
議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について
議案第 3 号 農地法第 4 条許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条許可申請について
議案第 5 号 農用地利用集積促進等計画(案)について
議案第 6 号 非農用地証明願について
- 報 告 ①許可不要転用届について
②合意解約について

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は 18 名全員に出席をいただいております。菊池市農業委員会会議規則第 9 条に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。それでは、ただいまより令和 7 年度第 6 回菊池市農業委員会会議を開会いたします。まず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《議事録署名者指名》

会 長 議事録署名人を指名いたします。菊池市農業委員会会議規則第 18 条に基づきまして、議席番号 16 番、平山委員。17 番、牛島委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

《議案審議》

会 長 それでは、議案第 1 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第 1 号 新規就農について

事務局長) それでは第 1 号議案をご説明いたします。新規就農について、ご説明をさせていただきます。議案書の 1 ページをお願いいたします。新規就農にあたり、別紙の通り、農業計画書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は 1 件です。2 ページから 3 ページが農業計画書となっております。2 ページをご覧ください。申請書の住所、氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年次における経営面積。続いて 3 ページでございます。家族について、それから農業用機械の保有状況と、作付管理計画の内容につきましては記載の通りでございます。先般、5 月 29 日に、中山副会長をはじめ、担当農業委員と、事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえまして、担当の松岡委員よりご意見をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

松岡忠委員 5 番の松岡です。

先月、29 日に面談を事務局と推進委員と一緒に行いました。住所が七城になってますけど、古閑の近くですが、地区の方が農地の管理をしてくれということで、相談があったという事です。かなり面積が広いもんですから、大丈夫かということで、その時、尋ねましたが、若いので頑張っていきたいということでした。機械の方もまだ少ないです。これからどんどんとまたクリを植えて、それから管理していくということでしたので、今からが大変かと思いますが、本人達が頑張るということだったので、よろしくお願いいたします。

会 長 ただいま新規就農につきまして事務局、及び担当員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。私の方から、否定するものではありませんが、ちょっとお伺いします。家族構成の中の氏名の中で、以前この方、個人的に新規就農された方も入っておられるんじゃないかと思いますが、そういったときに、4 番の目標のところで、現在の経営面積当たりが出てくるんじゃないかと思いますが、そこらあたりはどうなるのか、教えていただければと思います。

事務局 経営面積につきましては、今度、菊池栗農園ということで、新たに会社を立ち上げてからの申請でございまして、この会社としては、現在の経営面積は 0。この後、農地

法第3条許可申請で出てきますけれども、借りる面積がここに書いてある、296a、2町9反、約3町ぐらいの面積になると思いますが、あくまで、この会社としての経営面積をここに挙げております。0です。別の方のは、また別に経営面積がありますので、今回はこの会社に対しての経営面積を挙げているところでございます。

会 長 はい。わかりました。他にはございませんか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条許可申請について

事務局 長) はい。議案第2号、農地法第3条許可申請についてご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものにつきましては、許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転12件、賃貸借権設定9件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

横田勇委員 8番横田です。現場を8日に見て参りました。これまで飼料作物等を作っておりまして、圃場整備等もしてあるところが2筆、それから畑の部分は、従来の圃場整備の中ですが、圃場整備はしてなくて畑のままです。これも田と同じ人が管理しておりまして、現状では、くろぎり、あぜ草刈、それから耕うん等をしてありまして、現状では現地に問題はございませんでした。以上です。

会 長 次に、2 番をお願いいたします。

事務局 はい。所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 2 番につきましては、私の担当ですので意見を述べたいと思います。6 番の丸山です。この案件は、親から当初は娘さんの方に所有権移転ということで申請してありましたが、その後、娘さん夫婦の中で、夫の幸一さんの方に名義を変えるという、お知らせがありました。きちんと栗を植えて管理してあります。ただ一つ、本人さんたちも気がかりなっておりましたのは、土地の所有地の下から 2 番目の又と書いてあるところが非常に五、六十年後を見てもいらないようなところまで、出てきたということで、その日の確認はできませんでしたが、その日に娘さん夫婦と、お父さんが、そこに行って、大体の確認ができるということを、わざわざまた知らせに来ていただきました。親から子への贈与ですので、何ら問題はなっていないと思っております。皆さん方のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長 次に、3 番をお願いいたします。

事務局 はい。所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員 19 番川口です。6 日の日に現地確認を行いました。この譲渡人は、こちらには住んでいらっしゃいませんので、以前から田については、譲受人が管理しておりました。それに続く畑があるんですけど、その奥が竹山で、畑には栗が植わっているんですけど、竹山が隣接して、竹が中に入ってきている状態なので、田だけではなく、畑まで一緒にお願いします。という事でした。栗はそのまま、竹が出てきてる部分は、伐採します。田の方は、もう田植えする準備がされていました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

会 長 次に、4 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

横田勇委員 8 番、横田です。6 月の 8 日に木原さん（推進委員）と一緒に、それと不動

産の方と一緒に現場を見まして、ほぼ、ほとんど栗が植えてあるところが多くて、宅地になるんじゃないかという話でした。農地を現在、もう手放したいという意向がその不動産屋さんに話してありまして、今後、その案件で、また出てくるかと思いますが、現場はくろぎり等もしてありまして、農地としての管理は、しっかりしてありましたので、よろしくご審議をお願いします。

会 長 次に、5 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

横田勇委員 これも同じく、数が多いんですが、見てわかるとおり、面積が非常に狭い部分が多くて、畦畔が一番多いというところですが、管理等は、よく手入れはしてありました。以上ですよろしくお願いいたします。

会 長 次に、6 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7 番の吉野です。6 月 4 日に現地確認を行いまして、場所的には飼料を作った形跡がございまして、ただ進入路がちょっと急でございすけれども、面積的には 2 反ほどございすので、牧草地として、飼料作物地としては、適切かと思われますので、状況的には問題ないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

会 長 次に、7 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 7 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7 番の吉野です。同じく 6 月 4 日に現地を確認しまして、場所的には集落の中にある畑の状況でございすけれども、見ていただいてわかりますように、小さな面積が 3 筆ほどございまして、進入路と思われる場所が、1m ちょっとぐらいで、その奥

には、お墓が一つ建っておりまして、それを飛び越えた先が、また畑の小さな面積でございます。あとその横が、家が建ってる横について、段上みたいな形でもう宅地にできるような場所になっているんですが、状況的には荒地の状態でございます。集落内でございます、持ち主の方が、熊本の北区ということと、東京都の方で持っておられるということでございまして、私の判断といたしましては、耕作放棄地として荒らすよりも、譲受人が希望するのであれば、この形で耕作して、畑として耕作していただけるならば、問題ないものかと思われまます。以上でございます。よろしくお願いします。

会 長 次に8番をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 8番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

東博己委員 上古宮ですが、6月の2日に現地を確認しております。現在、耕うんしてありまして、少し草は生えてましたけども、菜種を栽培されるということでお聞きしております。何ら問題ないかと思ひます。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 次に9番をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 9番につきまして、担当委員さんの方で説明をお願いいたします。

平山一浩委員 16番、平山です。親子間の贈与であります。結構、大規模にやられてる普通作農家であります。以上です。

会 長 次に10番をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 10番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

平山一浩委員 16番、平山です。双方合意による所有権移転です。譲受人の自宅の隣の農地ということで野菜等を植えられるということです。

会 長 次に、11 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 11 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18 番永松です。双方合意の所有権移転となっております。受人さんは、水稻やつくね芋を栽培するということでございます。現況といたしまして前任者が酪農家ということもありますが、若干ロールの腐ったのが散乱していて、草が茂っているということでございますけれども、そこは受人さんが片付けて処分するということでございますので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

会 長 次に 12 番をお願いいたします。

事務局 所有権移転です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、譲渡人、及び譲受人は記載の通りです。

会 長 12 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18 番永松です。この物件は以前から、譲受人さんが補佐という形でブドウを栽培しておられまして、以前から売買の話もあったんですけども、旦那さんが亡くなったということもありまして、今回、正式に所有権を移転するということで話がまとまったということでございます。農地のブドウの管理といたしましては、譲受人さんがそのまま作業するということでありまして、そのまま受け継いで管理しているということでもあります。よろしくお願いします。

会 長 次に、賃貸借権設定の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、貸主及び借主は記載の通りです。

会 長 1 番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員 5 番の松岡です。この土地は、今まで作っておられたところで、これから新たに 10 年間更新をしていきたいということで、申請があつておりますが、別に問題はないかと思います。よろしくお願いします。

会 長 次に 2 番と 3 番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、貸渡人、及び借受人は記載の通りです。

会 長 2番と3番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員 5番松岡です。冒頭にありました新規就農者の方が、新たに本土地を買って、期間は8年ということで作って行きたいとの事でした。別に問題はないかと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 次に4番と5番も関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、貸渡人、及び借受人は記載の通りです。

会 長 4番と5番は、私の担当ですので、意見を述べさせていただきます。6番の丸山です。この方も、2番3番と同様に、新規就農をされて、賃貸借権設定で、農地を借りられるということだそうです。6月7日の日に推進委員の方に連絡をとりまして、場所を確認しましたかと言いましたら、「しました」ということで、位置の確認ができないということで事務局に連絡しましたところ、それで結構です。というお話でした。それで、もう1人、そっちは5番の方だけの話で、4番の方につきまして尋ねましたところ、推進委員さんの方が、それはちょっと私も現地確認物を、もらってないので行ってません。というようなお話でしたので、そこらあたりはちょっと事務局の方で説明ができる部分を説明していただきたいと思います。ただ、推進委員さんの方も、4番の方につきましては、もうご主人も亡くなられておりますし、奥さんの方も、この所有者の方も、女手1人で、到底管理はもうできないということは、わかっておりますので、その件に関しましては、引き受けて、管理していただくなれば、問題はないです。というようなお話でしたので、そこら辺については、何の問題はないと思っておりますけど、こういった中での、貸し借りのお話ができたとことがわかれば、事務局の方で説明していただければ結構かと思っておりますけど。

事務局 先ほど会長がおっしゃったように、貸付人さんは、高齢で、お1人の方もいらっしゃるって、管理ができないというところで、ちょうど借受人さんも栗を栽培する場所を探していらっしゃるということで、合意されたという事で伺っております。現地写真の方は、会長にお渡ししておりませんでした。大変申し訳ありませんでした。

会 長 次に6番お願いいたします。

事務局 賃貸借権です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、貸渡人、及び借受人は

記載の通りです。

会 長 6番につきましては、私の担当ですので意見を述べたいと思います。6番の丸山です。この6番の案件は、所有権移転の2番の方の時に、坂本推進委員と現地確認をしています。この6番の方の農地を、お父さんの方が借りて、ずっと長年耕作されて、そのあとに栗を植えておられます。そういった関係で、今度また、娘婿さんの方で引き続き管理をするということで、両方の合意のもとでの申請ですので、何ら問題ないと思っています。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長 次に、7番をお願いいたします。

事務局 賃貸借権です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、貸渡人、及び借受人は記載の通りです。

会 長 7番につきまして担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番佐々木です。こちらは、正式契約がなされておられませんでしたので、今回、新たに正式契約で10年間の契約、するというので、特別問題ないと思います。

会 長 次に、8番と9番は関連しておりますので一括して説明をお願いいたします。

事務局 賃貸借権です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、貸渡人、及び借受人は記載の通りです。

会 長 8番と9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4番佐々木です。こちらも同様に、正式契約をするということで、申請がありました。特別問題はありません。ただ推進委員さん方から、私たちの地区と、推進委員さんの地区等では、小作料が違うということで、ちょっと、ご指摘を受けました。一応それぐらいです。

会 長 次に、使用貸借権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局 使用貸借権です。所在地、登記地目、現況地目、農地面積、貸渡人、及び借受人は記載の通りです。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18番永松です。経営移譲の年金受給のための親子間の使用貸借権の更新と

いうことで、問題はないと思います。よろしくお願いします。

会 長 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局から各担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

はい。どうぞ

平山一浩委員 16番、平山です。貸借権の1番ですけれども、8ページです。10アール当たり7万8,000円という金額ですけれども、ちょっと割ったとしても高いし、これで、掛ける2.4すると18万ぐらいになりますけど、間違いでは、ないですか。

事務局 反当たりでなく、この2筆に対しての小作料です。失礼しました。

会 長 よろしいですか。

平山一浩委員 はい。

会 長 他にはございませんか。意見もないようですので、許可することにご異議ない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので許可することに決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号農地法第4条、許可申請についてご説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 はい。それでは1番について説明をお願いいたします。

事務局 はい、説明いたします4条担当の岡島です。お願いいたします。13ページをご覧ください。申請番号1番でございます。所在、地番、地目、面積、申請人の住所、氏名、転用の目的は、議案書の通りとなっております。続いてスクリーンをご覧ください。申請地については、泗水所から北へ約1kmのところになります。こちらは農振農用地区域内の農地にはなりますが、今回の転用目的が、こちらの黄色のところの隣接する牛舎

に付随する管理事務所及び飼料置き場ということで、農用地利用計画において指定された用途に該当するため、転用可能というところで、受け付けております。この案件につきましては、始末書添付案件でございますので、私の方で読み上げさせていただきたいと思います。始末書、私は搾乳牛 52 頭、育成牛 43 頭を飼養する認定農業者であります。農地はほとんどが飼料作として利用しておりますが、当該申請地は、牛舎の隣接地でもあり、作業の効率化等を考慮し、当初より飼料置き場として利用しておりました。今回の管理事務所建設の転用申請時に、飼料置き場として利用するのも、転用許可が必要だということを知った次第でありまして、今回の管理事務所建設と同時に、飼料置き場への転用申請を、本始末書添付の上、申請いたすところでございます。今後このようなことがないように努めますので、どうぞ、ご許可いただきますよう、よろしく願いいたします。

始末書の内容は以上になります。現地については、このような形です。以上になります。

会 長 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

佐々木英樹委員 4 番佐々木です。5 日の日に、会長と事務局と推進委員さんと私で、現地立ち合いをしました。今までは自宅の方で事務所をやられていたそうですが、牛舎の近くがいいということで、こちらの方に建てられるということです。さっきも言われたように、飼料とかなんかも一緒に置いてあったものですから、資材置き場でずっと長年使ってたということで、始末書も添付されております。それと、推進委員さんの方からちょっと指摘があったんですけども、こちらの土地は、少し道路の方が傾斜になって下の方に、排水が落ちるようになっております。その竹がものすごく竹藪みたいになっておりまして、道路と排水路があるんですけども、そちらに入っていくということで、ちょっと赤色のところから左の方に影うつてますけども、あそこはちょっとなかなか整備ができてないということでした。そこで、個人である程度できるところまでは排水はよくしてありますが、ということでしたが、ちょっと個人 1 人ではできない様で、私が帰り道に区の方と相談して整備をしてください。ということも付け加えておきました。それと合併浄化槽が付くということで、畜産関係、搾乳の乳を洗った後、そのまま流されておりましたので、合併浄化槽に一応繋いで出すようにということで言っております。それぐらいで、特に問題はなかったと思います。

会 長 農地法第 4 条の許可申請につきまして、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねはご意見等ございましたらお受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長 意見もないようですので、許可することにご異議のない委員さん挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございました。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第4号、農地法第5条許可申請についてご説明させていただきます。14ページをお願いいたします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙の通り、申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転5件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは15ページ、1番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、受人、転用目的、転用事由は、議案書の通りでございます。それではスクリーンをご覧ください。申請地につきましては、市役所から西南西の方向に約2.8kmのところにあります。ここは農地の広がり10ha未満の農業の公共投資がなされていない2種農地という判断にしております。以上です。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 17番の牛島です。6月5日に、丸山会長を初め、事務局と推進委員と現地調査を行いました。この土地は、建売住宅の4区画ということであります。転用面積は、994.33㎡であります。生活雑排水等汚水は公共下水道に放流するということであります。雨水は敷地の浸透枳にて処理されます。そしてオーバーフロー分は、西側の市道に接続して放流するということです。この放流については、土木課の管理係に協議済ということであります。何も問題ないかと思いますので皆様のご審議をよろしく願います。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 2番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的、転用事由は、議案書の通りになっております。場所につきましては、スクリーンの方をご覧ください。菊池市役所より北西約2.3kmになります。農地区分は、1種農地になりますが、既存敷地の2分の1内の拡張ということで、1種農地の例外に該当するものとあります。なお、現地はこの写真のようになっていますが、始末書が添付されておりますので、先に始末書の方をお読みいたします。「当会社は地権者所有の下記農地を、今回の農地法第

5 条許可申請にて、弊社の従業員、来客用及び工事車両駐車場として転用する計画に当たり、農地法第 5 条許可が下りる前に、一部外構工事を施工しておりました。改修工事につきましては、農地法に抵触していると認識が欠けていたため、事前着工したまま、本日の現地調査となった次第です。今回、当該地での転用案件に際しましては、地権者には非がなく、当社の責任によるものであり、誠に申し訳ございません。今後につきましては、このような違反行為の内容、法令遵守に努めて参りますので、今回の農地法に基づく審議におきまして、ご寛大なる処置を賜りますようお願い申し上げます」という始末書が添付されております。以上です。

会 長 2 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

山内正治委員 2 番、山内です。6 月の 5 日に丸山会長はじめ、事務局、それに行政書士さん、会社の代表の方、推進委員と私で、現場調査に行きました。行って見たら、もう更地ではなく、この写真に見えるように左側は、もう塀をしてありました。だから皆さん、驚かれて、何でこんなに早く工事したのですか、ということで、行政書士の方も、すいません。すいませんと謝っておられました。内容は、今、事務局から説明があったとおりで、駐車場になるところでございます。始末書も添付されましたので、この後、スムーズにいくと思いますけど、皆さんのご審議をよろしく願います。

会 長 3 番と 4 番は、本日、推進委員さんが、欠席ということですので、事務局より詳しく説明をしていただきたいと思います。それから、最後に推進委員の意見を、私の方で述べますので、よろしくお願いいたします

事務局 はい。それでは 3 番から申し上げます。所在、地番、地目、面積、譲受人、渡人、転用目的、事由は、議案書の通りとなっております。場所につきましては、スクリーンの方でご説明いたします。場所は、泗水支所より北北東へ約 3.6 km のところにあります。10 ヘクタール以上の広がりがある 1 種農地になりますが、既存敷地の 2 分の 1 以内の拡張ということで例外の方になります。現地の方は、かような状況でございまして、これにつきましては、始末書がついております。かなり長い始末書でございまして、はしょってお読みいたします。今回の農地転用許可申請に際し、農地である下記の土地を、私が経営する自動車整備業における、車両置き場として、無断で利用していたことにつきまして、お詫び申し上げますとともに、設置の目的及び経過につきまして、下記のとおり、ご報告申し上げます。ということで、土地の表示等、施設の設置時期、設置時期につきましては、平成 10 年の 8 月に設置されております。赤色の部分になります。これにつきましては、この申請者の亡くなられましたお父様が、創業の方が昭和 53 年に創業されておりますけれども、そのあと、こちら、別のところで創業されていたんですが、こちらの方に、出てこられて事業を進められてます。事業の方は順調に推移し、軌道に乗って来たところから、修理や整備だけにとどまらず、新車や中古車の販売も手がけるなど、規模拡大を続けておられたそうです。平成 5 年の頃から、本業である、整備用の車両の置き場に

困るようになったと、整備、工場敷地が飽和状態になったそうです。このため車両の入れ替え等が発生するなど、作業効率が大変悪化してきたことから、工場用地の南側に隣接する農地をお借りし、工場敷地内に保管が可能となった。整備車両等の一時置き場として利用し始めたということで、この手前の黄色の線の南側になりますが、左手の方が以前、ここも転用の申請が始末書つきで上がったところですが、そこが1度、拡張されましたが、さらに用地が不足したため、今回のところもお借りしてやったということでございます。これにつきましては平成10年の8月ごろに整備車及び廃棄車両の一時置き場として、農地法の許可を、得ずして利用し始めたと聞いております。ということで、お父さんが亡くなっておりますので始末書の方は息子さんがそのように聞いて書いてあります。最後に本来であれば、農地転用許可後に着手しなければならないところ、必要性及び緊急性があったとはいえ、また一時的な仮置き場とはいえ、安易に整備用等の車両置き場として利用したことは、農地法に対する認識が低く非常に遺憾であると、今回反省しております。亡き父に成り代わり深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないよう、十分注意し、計画性を持って、事前の調査確認を行い、法令遵守を徹底いたします。ということで始末書もついております。流れ的には今、始末書の中でも申し上げましたけれども、手前の整備工場がありまして、本体がありまして、南側それから黄色い点線で、右側の赤色の横のところの点線も、前回、2分の1の拡張ということで始末書つきの案件が出たところでございます。この部分につきましては、転用の許可が出たところでございますが、今回この赤色の部分が申請となっております。以上です。

会 長 この3番の案件につきましては、推進委員さんの方から、この申請に対しまして、まずもって、3回目ということで、引き継いだ時に所有権移転する時に、わかったということは、もう事前にわかっておりましたので、推進委員さんの方も、これ以上に、拡張して無断転用しているところはない。というようなことで、今回で最後ということで、異議も何も、その時には意見もありませんでしたので、申し添えておきます。次に4番をお願いいたします。

事務局 4番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、受人、転用目的、事由は、議案書の通りでございます。と場所につきましては、スクリーンの方をご覧ください。泗水支所より東南東に、約2.2kmになります。手前の方の地目が畑ということで1種農地という扱いにしておりますけれども、集落接続ということで例外にあたるというところでございます。これにつきましては、推進委員さんも立ち会いになりましたけれども、私の方で事業計画の方説明いたします。土地の選定理由につきましては、ここは泗水の桜山6区に位置しておりまして、住宅が立ち並んでいる集落内でございます。事業の目的と必要性につきましては、申請者は熊本市のアパートに、今、住んでおられますけれども、子供さんが増えて手狭となって、子供の小学校進学や、実家と同一集落内で、将来的にも親の面倒見ることができるため、この土地に住宅の建築を計画されたところでございます。また、隣に兄弟が住んでいることもあり、お父様より快く土地を提供していただ

く話も決まったので、ここを選定したということでございます。計画の概要につきましては、個人住宅の平屋建て、木造平屋建て 1 棟でございます。生活雑排水、汚水につきましては公共下水道への接続放流と、それから雨水につきましては、宅内の浸透枡を 5 ヶ所に設置して、宅内浸透処理ということで計画されております。場所的にも問題はないかと思われました。以上です。

会 長 ここも推進委員さんと立合いました中で、推進委員も、こういった農地であるけれど、作物等の作付けはもうできない。というようなことは重々わかりますので、ということで、この件につきましても、何ら問題はないということで、皆さん方にご審議のほどよろしく願います。ということでした。
次 5 番をお願いいたします。

事務局 はい。それでは 16 ページの 5 番です。所在、地番、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用の目的等、議案書の通りでございます。場所につきましては、スクリーンの方で説明いたしますが、泗水支所より東へ 220m。ここに関しましては、支所から 300m 以内の 3 種農地ということになりますので、転用の方は可能かと思われます。以上です。

会 長 5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18 番 永松です。この土地は、宅地としては良好な土地だと思われます。転用面積として 789 m²、その中で分譲住宅を 4 戸建てるとということでございます。給水方法は、市の公共上水道から給水ということでございます。生活雑排水につきましては、公共下水道に放流。雨水につきましては、宅内浸透枡を設置して、宅内処理ということでございます。現在、スクリーンでは、狭い道が見えているんですけども、こっちの手前の方は基盤整備がしてあって、広い道になってですね、6m 幅の、その部分を延長して、向こうにつなげてもらいたいということの要望が上がっておりますけども、業者間との地元との相談ということで、今進んでおります。問題はないと思います。よろしく願います。

会 長 次に、賃貸借権設定の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは、賃貸借の一番です。16 ページと 17 ページに跨った議案書になっております。所在、地番、地目、面積、貸人、受人、転用の目的、事由等は、議案書の通りでございます。場所につきましては、スクリーンの方で説明いたしますが、旭志支所より西南方向へ約 2.5 km、道の駅旭志の北側に当たる部分でございます。農地区分は、1 種農地となりますけれども、例外規定に該当し、その他、市が計画する中で、地域の農業の振興に資する施設ということで、申請者の方が、農業資材等を扱う業者さんでございまして、農業の振興に資するものという判断で、1 種農地の例外で上げているところでございます。農振の協議会で、除外の審査が、昨年あったかと思われるところで

ございます。以上です。

会 長 1 番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

中山真由美委員 3 番の中山です。6 月 5 日に事務局、会長、推進委員さんと、現地確認に行って参りました。場所は、国道 325 号線沿いの道の駅旭志から北へ 4～5 百 m。伊坂信号ジョイフルの西側、ヒライの南側です。土地の選定理由は、菊池市が、伊坂周辺地区を商業誘導ゾーンに位置付けしている。TSMC 進出で今後一層の活性化が見込められると思います。交通アクセスも便利で、土地所有者との賃貸借権が成り立った。事業の目的、必要性は、農業関係者が多いにもかかわらず、農業関連の資材を扱う大型店舗がなく不便である。店舗進出により、農業関係者だけではなく、近隣住民にも、利便性の向上に繋がる。給排水計画として、給水は南側県道より引き込む。生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、北側市道側溝に放流。汚水は合併浄化槽にて処理、北側側溝に放流。雨水は申請地内の舗装を浸透性舗装とし、地下浸透で処理し、余剰水は、北側市道側溝に放流。被害防除計画は、開発許可の基準に従い、適切に対処、被害が生じた場合は、速やかに対処する方針とのことです。皆様の審議をよろしくお願いします。

会 長 次に使用貸借権設定の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは使用貸借権の 1 番です。所在、地番、地目、面積、渡人、受人、それから、転用目的、事由が議案書の通りとなっております。場所につきましては、菊池市役所から南西へ約 3.7 km、広瀬地区の中にあるところでございます。10 ヘクタール以上の広がりのある 1 種農地に該当しますが、その例外であります、集落接続ということで判断いたしております。転用の方は可能かと思われるところでございます。以上です。

会 長 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉野幸資委員 7 番吉野です。現地につきましては、事務局及び丸山会長、地元の田中推進委員さんと一緒に確認をしたところでございます。状況的には説明のあったとおり、集落の端っこの方にございまして、ただ問題と思われる、ここにつきましては、個人住宅を娘さんが、お父さんからお借りして、ここに木造平屋の家を建てるということでございます。場所的には進入路もありますし、大丈夫なんですけれども、分筆が必要最小限にされたのか、田んぼの中程といいますか、端っこよりじゃあるんですけれども、必要ないところが三角に田のまま残ったりとか、不整形のまま、分筆される様でございまして、できれば、すっきりとした形で切っていただくのが本当かと思えますけど、何分申請者の意向で、そういう形になっておるようでございます。面積的には 3 反ちょっとでございしますが、排水とか給水については別に問題なく合併浄化槽処理と、近くの排水路に処理水を放流すると、その許可をいただいておりますし、給水につ

いてはボーリングして行くと、あと雨水については浸透枡で処理をするということで、一般的に問題ない状況でございます。以上でございます。よろしくお願いします。

会 長 農地法第 5 条の許可申請につきまして、事務局、各担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねはご意見等ございましたらお受けいたします。

高山悦子委員 13 番の高山です。私の聞き違いかもしれないんで、もし、そうでしたら申し訳ございません。所有権移転の 4 番で、理由としてはなんかアパートに住んでる息子さんが、家を建てたいというふうにおっしゃったように聞こえたのですが、受け人は住所が一緒なんですよ。同居してて独立するってわけじゃないのか、違うのかどちらでしょうか。

会 長 事務局お願いします。

事務局 受人の方は、息子さんになりますが、熊本市の方です。この部分につきましては、熊本市の住所になります。訂正お願いします。大変、失礼いたしました。

会 長 よろしいですか。

高山悦子委員 はい。

会 長 他にはございませんか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

意見もないようですので、許可相当とすることにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

会 長 はい。ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に議案第 5 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 5 号農用地利用集積等促進計画案について、ご説明させていただきます。18 ページをお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積等促進計画案につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでござい

ます。総括表及び所有権移転の詳細につきまして、説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 はい。それでは全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について説明をお願いいたします。

事務局 はい。19ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表案です。

今月の利用権設定は、農地中間管理事業の賃貸借権設定が14件、所有権移転が2件となっております。それでは、所有権移転の説明に参ります。20ページをご覧ください。

1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載の通りです。今回は、譲渡人から農業公社への売買となります。

会 長 1番につきまして、担当員さんの意見をお願いいたします。

牛島誠治郎委員 はい。17番の牛島です。5月15日に、事務局と私と推進委員さんと立ち会いました。譲渡人さんと農業公社が譲受人という事で、立ち会いました。何も問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 次に、2番をお願いいたします。

事務局 2番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人等につきましては、議案書記載の通りです。2番も、譲渡人から農業公社への売買となります。

会 長 2番につきまして担当員さんの意見をお願いいたします。

徳永久美委員 10番の徳永です。譲渡人さんは、売りたいということで、相談があったそうです。予定されてます買われる方は、今、この圃場のそばに水田も持っていますし、イチゴのハウスも持っています。場所的にも自分の仕事の都合がいいということで、こういう契約になったとお伺いしました。何ら問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 今回の計画はただいま説明がありました、中間管理事業16件です。しばらく時間をとりますので、ご確認をしていただきたいと思います。

(資 料 確 認)

それでは議案の確認をしていただいたと思います。何か、お尋ねご意見等がございましたらお受けいたします。

はいどうぞ。

高山悦子委員 13 番の高山です。20 ページ、2 番の件なんですけれども、形態という真ん中の欄に、その有償って、1 番は有償で、2 番は無償って書いてあるんですけど、売買で双方対価の金額が挙がってて、買い受け予定者というふうに挙がってるけど、どう違うんですかね。

事務局 すいません。2 番の方が間違っておりました。有償が正しいです。訂正お願いします。

会 長 よろしいですか。

高山悦子委員 はい。すいません。もう一ついいですか。13 番の高山です。そのあとの 21 ページからの賃貸借のところなんですけれども、真ん中のところに対価等と書いて、受け手分、機構分って書いてあるんですけども、これがよくわからないのと。さらに、5 番の備考に 1 筆 12 万円と。それから、12 番と 14 番もそういうものが入ってるんですけど、この金額が何がどうなのかが、さっぱりわからないんですけども、ちょっとそこは説明していただけますか。

事務局 はい。今おっしゃいました 5 番と 12 番と 14 番は、一筆あたりで、賃料を決めてありまして、反あたりにしますと、端数がついてる金額になるんですけども、ほかは反あたりで決めてあります。そこの違いでございます。

高山悦子委員 ちょっと分からなかったのですが、5 番の反あたりの 40,404 円と、一筆 12 万と同じことを書いてあるということですかね。

事務局 はい。

高山悦子委員 掛けてるだけ？

事務局 はい。

高山悦子委員 ということは、すいません。5 番と 12 番、14 番は、わざわざこうだよっていうのを、備考欄に書いたということ？

事務局 そうですね。なぜこんなに端数のついた額なんだろうって、思われるかと思いついて、記載しております。

高山悦子委員 契約はそう書いてあるけど、それをあえて、反あたりで計算すると、こうなるよというのが書かれているという事？

事務局 はい。そうです。

高山悦子委員 すいません。それと、さっき言った対価等の欄に、受け手分と機構分と上下に書いてあるけど、これ金額的には上下ではなくて、一つしか書いてないようなんですけど、これどう見たらいいんですか。

事務局 実際には賃貸借の場合には手数料が発生しません。機構が1回受け取る分と、あと賃貸借の場合が、出し手さんから、地主さんから機構の方に1回入るんですけども、その額が下の段の機構分というところで、上の方の受け手分というところが、受け手さんが、そのあとに、受け取る額になりまして、手数料はかからないので、実際には同じにはなります。そういう意味合いになります。

高山悦子委員 13番の高山です。そうすると、賃貸借契約では受け手さんも機構分も金額は一緒なんだけど、この書式自体が必要ではあるんですか？多分、何か色んな書式を使ってらっしゃるんだと思うんだけど、とても分かりづらくてですね。何かここ一緒になって、賃貸借契約は、金額は特に機構が受け取るわけじゃないから一緒なんだろうけど、なんかの書式をここで使って、売買とかいう場合は違ってくるのではないかなと思うけど、そういう何か使いまわしですかね。

事務局 システムがちょっとこのように出ておりますので、それがちょっと分かりづらいということであれば、ちょっと改良も考えたいと思います。

高山悦子委員 別に改良までする必要はあるかどうかですが、言っといてくれるとですね、なぜ何だろうという疑問を抱かなくて済んだのかなというだけです。

事務局 最初に説明するべきでした。すいません。ありがとうございました。

会 長 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

それでは意見もないようですので、原案の通り承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

はい。ありがとうございました。全員挙手ですので議案の通り承認することに決定いたします。次に議案第6号上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第6号、非農用地証明願についてご説明させていただきます。

26 ページをお願いいたします。非農用地証明願が提出されましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

事務局 それでは私の方から説明いたします。今回、申し出があった案件につきましては、泗水町の久米1区の集落内、北側がもう竹山になっているところでございます。久米1区の集落に囲まれたところなんですけれども、ここにつきましては申請人が議案書の通り、相続に財産清算人ということになっておりますが、相続放棄をされた、宅地と家と、それからその隣に昔で言うしゃえんば（菜園場）といいますかですね、そういった畑になっているところです。今回申請地につきましては、ご案内の通り、中の方がもう竹が入って、それから木がもう生えて、とても農地にはできない状況にありますけれども、こちらのところを非農地証明ということで、地目が畑から山林等に変えられる手法でございまして、今回このような状況にあつて、ここを買われる予定の方が、申請をこちらの方で出されたところでございます。状況的にはもう裏が竹山で、このような状況になっておりまして、致し方なしというところで、また、周辺に農地はございませんので、農業の影響はなし。それから、集落内でも非常に迷惑されているような、そういったところも見受けられましたので、今回、非農地証明を審議していただいて、許可されれば、許可書の証明を出したいというふうに考えております。以上です。

会 長 担当委員さんのご意見をお願いいたします。

永松治雄委員 18番永松です。この畑につきましては、侵入路ありませんし、隣が住宅地、元の住人さんの住宅でありまして、ご夫婦で住んでおられまして、2人とも亡くなりまして、旦那さんが1人残された時から、もう竹等が庭、隣の畑などにも生い茂ってきてまして、家の中もゴミ屋敷となりまして、もう、旦那さんの方も、死亡ということで、もう手の付けられないような状態になっておりまして、周りが迷惑しておりました。隣の方がそれを買うということになりましたけれども、農地ということで、そこだけは買えないということになりましたので、それを山林扱いということで地目を変更してもらえたらということで、今回の申請ということになっております。問題はないと思います。侵入路ありませんし、周りは住宅地ということでございますので、よろしく願います。

会 長 非農地証明願につきまして、事務局、担当委員さんからの説明は終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

山内正春委員 2番の山内ですけど、今の山林化した後、また開かれるわけなんですか。買われる方が。

永松治雄委員 暫くはそのままにして、周りに迷惑をかけないぐらいは木とか竹とかを処分するならと考えておられます。

山内正春委員 全然、機械が入らないなら、全部、手作業でしょう。

永松治雄委員 はい。だけど自分のところからですね、自分の裏になるので、入られない事はないです。

事務局 家がですね、今、永松委員さんがおっしゃってるのが、南側、下の方ですね、下の方が今度予定されている方のお家、お母さんのお家ですかね。実家で家の方が先ほど言われたこっち側の、廃屋といいますか、ゴミ屋敷ていうか、もうかなりひどい状態でしたけども、そこ取り壊して、そちらの方で、家を立てる予定とか。

永松治雄委員 将来的には息子さんが帰ってこられたら建てるかという、そういう気持ちではあった。

事務局 こちらの方は先ほど言われたように、周りに迷惑が、今かなり迷惑はかけられてると思うんですが、そういったところにされると、農地にはちょっと厳しい状況でございました。

山内正春委員 では、山にした場合は、次に家を建てる時はもう許可は要らないんですか。

事務局 いらないです。

山内正春委員 はい。分かりました。

事務局 それから、もう一つ非農用地につきましてはですね、畑が広がってるところが、農振のところが荒れて、そこ非農用地と言われても、それはもう周りが迷惑しますので、そういった所じゃなくて、やっぱりこういう状況にあってですね、そこを確認してからの非農用地証明ということで、乱発するものではございませんので、その点をご認識いただきたいというふうに思います。以上です。

平山一浩委員 一応、売買が成立する予定というところですかね。

事務局 あくまでも相続放棄されたところでございますので、財産管理人、清算管理人という方が、今回そういう売買が見込めるというところで、今回、進められているところ

でございます。売買がもうできるところ、するところで、相談があった案件でございます。

永松治雄委員 買われる方が農業をしておられませんので、農地として購入ができないということなんで…。

会 長 他にはございませんか。意見もないようですので、承認することにご異議のない委員さん、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

はい。ありがとうございます。全員挙手ですので議案の通り承認することに決定いたします。次に報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。28 ページをお願いいたします。報告案件は、許可不要転用届け出について、合意解約についての意見です。29 ページをお願いいたします。許可不要転用届け出でございます。1 件届け出がっております。内容につきましては、記載の通りでございます。この件に関しましては、農地法第 4 条及び施行規則第 29 条の、200 ㎡未満の農業用施設に該当するため、許可不要の案件ということになります。ただ面積の欄には 255 ㎡とございますが、これは一筆の面積が記載されておまして、農業用倉庫としての転用面積は、そのうちの 54 ㎡ということでございますので、転用面積は 200 ㎡以下ということになりますので、許可不要の案件というふうになります。次に 30 ページをお願いいたします。合意解約についてでございます。今回、農地法第 18 条の規定により、合意解約通知が 5 件っております。詳細につきましては、30 ページから 31 ページの記載の通りでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

会 長 ただいま事務局より報告案件につきまして、説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

意見もないようですので、以上の通り報告させていただきます。

本日予定しました議案は、すべて終わりましたが、その中で、何かお尋ねご意見等ございましたらお受けいたします。

ちょっと私の方で 3 条申請の所有権移転の 2 番で、先ほど私も言いましたけど、この又とついた農地は、以前、私も伺ったと思いますけど、非常にこうなんか、訳ありの農地だと思いますけど、そこらあたり分かれば、教えていただきたいと思いますけど。

事務局 不動産登記法上の話でしてね、「又」とついてるのもあるんですよ。登記法上にです、別にあんまり気にされなくていいかと思います。

会 長 これ、ここですね、今回、わかった中で、今、非農地証明あたりが、出たような形で、今後も管理もできないようなところにありますので、そう言ったのには全く関係はないというような認識でいいんですか。

事務局 一般の土地と同じような扱いしていただいていいと思います。

会 長 はい。分かりました。ありがとうございました。

事務局 すいません。補足ですが、会長に写真を渡せなかった所とか、まだ地籍調査が終わってないところがございます、そのところは、字図困難地区というところもございます。字図と場所が違うとか、面積が違うとか、というのが見受けられるところで、今回、会長が言われた又のところは、もう山林にしか見えないような、航空写真で見ても、そういうような所なんですけども、地籍調査が入って、その場所が確定して、そこに木が、もう大きくなった木とかあれば、地籍調査で山林という地目変更がなされます。今回の場合は、栗を植えるところもですね、字図と合わないところで、現況とちょっとなかなか確認しづらいところございましたので、そのところを補足させていただきたいと思います。以上です。

会 長 はい。ありがとうございました。それでは委員の皆さん、ご起立をお願いいたします。これをもちまして、第6回農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。